

## 【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その４７：ロックダウン措置の更なる緩和）：在インド日本国大使館

## 【ポイント】

- インド政府によると、7月1日現在のインド国内感染者の合計は、585,493例（死亡17,400例）となっています。
- 6月29日、インド内務省は、ロックダウン措置の更なる緩和に伴う新たなガイドラインを発出しました。同ガイドラインによると、州境を越える移動についての制限はなくなり通行許可証は不要とされているほか、夜間外出自粛の時間帯が午後10時から午前5時までに短縮されます。一方、学校等の教育機関や映画館、ジム、劇場等は閉鎖が継続されるとのことです。また、特別に許可された場合を除き、国際旅客航空便の運航は引き続き停止されます。さらに、州政府が独自に特定の活動を禁止・制限することができるとされています。

なお、州境を越える移動についての制限がなくなったことを受け、これまで臨時便で帰国される邦人の皆様の国内移動の便宜を図るために発行されていたインド外務省によるレターは今後発行されません。

- インド政府は外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインを発表していますが、日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。

## 【本文】

1 インド政府によると、7月1日現在のインド国内感染者の合計は、585,493例（死亡17,400例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/>

2 6月29日、インド内務省は、ロックダウン措置の更なる緩和に伴う新たなガイドラインを発出しました。同ガイドラインによると、州境を越える移動についての制限はなくなり通行許可証は不要とされているほか、夜間外出自粛の時間帯が午後10時から午前5時までに短縮されます。一方、学校等の教育機関や映画館、ジム、劇場等は閉鎖が継続されるとのことです。また、特別に許可された場合を除き、国際旅客航空便の運航は引き続き停止されます。さらに、州政府が独自に特定の活動を禁止・制限することができるとされています。

なお、州境を越える移動についての制限がなくなったことを受け、これまで臨時便で帰国される邦人の皆様の国内移動の便宜を図るために発行されていたイ

インド外務省によるレターは今後発行されません。仮に臨時便に搭乗される予定の方で、警察等により移動が許可されない等のトラブルに遭われた場合には以下の当館メールアドレスまでご連絡下さい。

(インド国内移動の際のトラブルに関するご相談の当館窓口)

[soudan@nd.mofa.go.jp](mailto:soudan@nd.mofa.go.jp)

3 インド政府は、以下の内務省入国管理局ホームページに掲載のとおり、外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインを公表していますが、日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。緊急にインドへの渡航を検討されている邦人の皆様におかれては、その必要性や時期について慎重にご検討ください。

なお、当館では、インドへの渡航を検討される邦人の皆様からのご相談を以下のメールアドレスにて受け付けています。

(インドへの緊急の渡航に関するご相談の当館窓口)

[inquiry@nd.mofa.go.jp](mailto:inquiry@nd.mofa.go.jp)

(インド内務省入国管理局ホームページ該当部分)

<https://boi.gov.in/content/advisory-travel-and-visa-restrictions-related-covid-19-1>

4 インドのロックダウン措置は緩和の方向に向かっていますが、インドにおける新型コロナウイルスの感染状況は収束の兆しを見せていないことから、在インド日本国大使館ではテレワークを導入しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応させていただきます。

領事窓口業務については予約制を導入しています。なお、ご来館時に発熱や咳等の症状が確認される場合は、大使館敷地内への入構をお断りすることになり、手続きを行っていただくことができません。予めご了承下さい。

(領事窓口の予約制に関するご案内)

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf>

5 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。

(1) 中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を継続しており、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

[jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp)

(3) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

- ・密閉空間, 密集場所, 密接場面を避け, ソーシャル・ディスタンスを確保する。
- ・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目, 鼻, 口などに触れる前に手洗いをする。
- ・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は, 咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い, 手洗いをを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

[https://twitter.com/MoHFW\\_INDIA](https://twitter.com/MoHFW_INDIA)

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

[https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index\\_jp.html](https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html)

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)